



長崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示

長崎労働局一般公示第6号

令和2年10月22日、長崎地方最低賃金審議会から長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、長崎県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和2年11月6日までに長崎労働局長あて（長崎市万才町7-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年10月22日

長崎労働局長 瀧ヶ平 仁

別紙

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正決定に係る長崎地方最低賃金審議会の意見の要旨

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
長崎県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 837円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり